

<断熱窓をご申請する方は必ずご確認ください>

断熱窓の補助金交付申請に関するよくある質問

Q1 集合住宅に住んでいますが、申請できますか？

対象要件を満たしていれば申請できます。ただし、管理組合が大規模修繕等により設置した場合は補助対象外となります。

※窓ガラスや外窓等の交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていることを確認してください（設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていることが確認できる書類の提出が必要です）。

Q2 支払った費用のうち何が補助対象経費にあたりますか？

補助対象経費	材料費、取付費、養生費、撤去費、清掃費、搬入費等
補助対象外経費	網戸、雨戸等の窓付属部材、諸経費、設計費、交通費、振込手数料等、断熱窓改修に直接関係しない工事に係る経費

Q3 居室とはどのような場所を指しますか？

建築基準法第2条4号に規定されている「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」のことです。

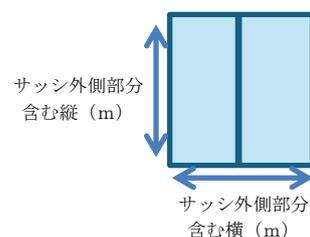
具体的には、キッチン、リビング、ダイニング、台所、書斎又は寝室等を指します。

※玄関、トイレ、浴室、洗面所、階段、廊下、納戸等は対象となりません。

※本補助金では、1居室全ての窓を改修していただくことが要件となります。間仕切り壁・仕切り戸等のない一体化した1つの空間の範囲にある、面積0.2㎡以上の窓は全て断熱改修してください。

Q4 面積0.2㎡未満かどうか、どのように測ればいいですか？

サッシ外側の縦(m) × サッシ外側の横(m) = 面積(㎡) を計算していただき、0.2㎡未満かどうかご確認ください。



提出写真の良い例・悪い例

1, 良い例



設置した窓（サッシ、ガラス）
全体が写っており、窓の状態が
明瞭に確認できる

カーテン、障子、雨戸等は外
し、障害となりうるもの（机、
棚、観葉植物等）は除いてある

設置前と設置後の写真が比較
できるように、周囲の様子も
写るようにして、同じ方向・
角度から撮影してある

2, 悪い例



窓枠や窓の形状等が確認できない
カーテン、レースカーテン、障
子、ブラインド等が閉まっている、
半開きになっているものは不可
です。

窓の一部しか写っていない
窓やサッシが見切れている、カー
テン等で隠れている部分があるも
のは不可です。窓枠を含めた全体
を撮ってください。





複数の窓を遠くからまとめて撮っている
詳細が不明なので、窓ごとにはっきりわ
かるように撮ってください。

窓の前に障害物が写っている

ドア、棚、観葉植物等が写らないように
障害物はどかし、窓全体が写るようにし
てください。



細部が不鮮明

逆光や暗くて不鮮明なもの（サッシ
が交換されたかどうか、二重窓にな
ったのかなど、施工の有無が確認で
きない）は撮り直してください。



写真を加工している

通常モード以外の特殊な設定で撮影してい
るもの、撮った写真に加工を施しているも
の（色の変更等）は不可です。

